

## 議 事 録

会議名	釧路市障がい者自立支援協議会 雇用就労部会	
事務局	釧路市障がい福祉課 釧路市障がい者基幹相談支援センター	
開催日時	令和元年12月19日（金）16時～17時30分	
開催場所	釧路市役所防災庁舎5階 会議室A	
出席者	<p>委員</p> <p>出席 59 名 高谷部会長（ぶれん）、佐藤副部会長（ウェルフェアグループ）、和泉副部会長（ぶれん）、鈴木・竹谷（あらんじえ）、金橋・鈴木（あらんじえⅡ）、小野（ノーサイド）、佐々木（くしろわんこ）、鈴木（みらい）、太田（きぼう）、橋本（りあん）、大澤（あかし）、中山（ナポリの窯）、白石（せんしんサポート）、梶野（音羽協働センター）、西川（HAG emi）、新山（いずみの里）、関谷・若杉・柳沢（オフィスきらり）、今野（れぼぜ）船岡・飯田（釧路リカバリーセンターすく楽夢）、香西（さはみす）、今野（さわやか釧路）、小西（サン・フラワー）、三浦（らびい）、伊藤・能戸（すてっぷ）、中尾（ひかり自立支援センター）、池田（はしどい学園）、吹矢（ワークセンター音別）、宮田（すまいる 946）、神野（手と手）、寺嶋・小野（NEXT SPACE）、小松・佐伯（VIVIANA）、藤原（卵らん）、及川（るーな）、鎌田（ぼうむ）、原田・吉川・中村・前谷・澤田・宮腰（ぶれん）、追分・工藤（釧路養護学校）原田（鶴野支援学校）、池田（白糠養護学校）、成田・南（中標津支援学校）、佐藤（くしろ若者サポートステーション）、島田・中本（ワーカーズコープ）、平井（釧路公共職業安定所）</p> <p style="text-align: right;">〈議事録担当〉青塚（こばん）（敬称略）</p>	
	その他	なし
	傍聴者	なし
	事務局	釧路市障がい福祉課（猿子・竹腰） 釧路市障がい者基幹相談支援センター（近藤・脇田）
会議次第	<p>1、開 会</p> <p>2、挨拶 釧路市障がい者自立支援協議会 雇用就労部会長 高谷 さふみ</p> <p>3、議 事            (1) 事業所の運営等について（集団指導での指摘事項等）            講師・釧路総合振興局事業指導係 主事 高橋 海吏氏            (2) 質疑応答            (3) その他</p> <p>4、閉 会</p>	

# 議 事 内 容

## 1、開 会

## 2、挨 拶 高谷雇用就労部会長

## 3、議 事

### (1) 事業所の運営等について（集団指導での指摘事項等）

講師 釧路総合振興局事業指導係 主事 高橋 海吏氏

#### ①令和元年指導方針について

##### (1) 個別支援計画について

- ・利用者の特性に沿ったものになっているか。
- ・家族の同意も状況に応じて記載が必要。
- ・施設外加算にかかわるものは個別支援計画に記載すること。
- ・事業所内での行事などについても、就労系サービスの一環としての支援として位置付けること。

##### (2) 虐待防止について

- ・かならず職場内で研修を設ける。

##### (3) 非常災害対策について

- ・作成して見直されてないケースがある。見直しを常に心がけて欲しい。
- ・防災訓練を必ず実施すること。

##### (4) 就労などの会計処理に関して

- ・訓練給付から利用者さんの給与を支払はせず、かならず生産活動費から給与支払いを行うこと。

##### (5) 事故発生時について

- ・事故があった際には事故報告を振興局に上げる。
- ・ヒヤリハット報告を事業所内で行うことも事故防止に有効。

#### ②過去の指導事例、自己点検ポイントについて

##### (1) 定着支援について

- ・研修計画を必ず策定すること。

##### (2) 第三者評価について

- ・第三者評価を行っている事業所は重要事項説明書に記載すること。又、ホームページがあるところはホームページでも掲載する。

##### (3) 訓練サービス等利用計画について

- ・昨年は記録が足りない物が多かった。又、職員ごとに書き方が変わらないように統一するように。

##### (4) 運営規定について

- ・定員を超過しないようにすること。超過する場合は必ず定員変更を振興局に申請すること。

##### (5) 防災について

## 議 事 内 容

- ・計画を策定する。
- (6) 秘密保持について
  - ・利用者家族に同意をもらう書面を作ること。(誰の情報をどのように使うか明確にする。)
  - ・事業所内で個人情報の研修や罰則なども検討も行うこと。
- (7) 欠席時対応加算について
  - ・2日前から当日まで加算を取ることが可能。必ず相談援助を行って、記録を残す事。
- (8) 訪問支援加算について
  - ・要件
    - 1、事業所を3か月以上利用している。
    - 2、最終利用から5日経過している。
    - 3、事前に利用者から同意を得ている。
    - 4、状況に応じて利用者の個別支援計画を見直す。訪問したから取れる加算ではない。
- (9) 施設外加算について
  - ・施設外就労を行ったら必ず利用者の評価を必ず実施する。

### 【質疑応答】

- ・欠席時対応加算の欠席理由はどのようなものでも可能であるか。  
⇒理由は問わない。必ず記録に残すこと。
- ・訪問支援加算で可能性のない方で同意を得ていなく5日欠勤が続き当日に同意を得て加算を取ることが可能か。  
⇒当日に利用者に同意を得るのは厳しいと思われるため、可能性なくとも事前に同意を得る(全員に位置付ける)ようにした方が良いと思われる。
- ・欠席時対応加算で有休の場合は加算をとれるか。  
⇒利用を休むことが前提であり有休でも可能。
- ・欠席時対応加算の2日前は事業所の営業日かカレンダー通りなのか。  
⇒確認して後日回答する。
- ・利用者の定員超過は1日でもダメなのか。  
⇒基本的にダメ。規定を順守すること。ただし、やむを得ない理由(震災や虐待によるものなど)の場合はある程度は認められることもある。振興局に相談して欲しい。
- ・余暇支援について詳しく。  
⇒余暇支援などを行う場合は必ず、就労支援のサービスの一環としての位置づけをするように。
- ・欠席時対応加算で定期受診などのときでも加算をとることができるか。  
⇒事前にわかっているもの(定期受診など)は不可。あくまで急な時の対応する加算になる。
- ・施設外について、例えば定員20名で当日利用者20名に対し施設外に5名出た場

## 議 事 内 容

合、さらに利用者を5名受け入れはできるのか。

⇒施設外のみの場合ならカウントされないので施設内であれば受け入れ可能。

- ・施設外について。例えば定員20名で当日利用者21名で、AM1名施設外に行きPM急遽施設外がなくなり、21名になった場合は超過にあたるのか。

⇒1日あたりの受け入れ人数で計算するため定員超過に該当する。

### ③就労事業所における運営適正化について

#### (1) A型事業所の運営について

- ・A型は必ず事業所の総収入から必要経費を差し引いた中から給与を支払いすること。
- ・難しい場合は必ず経営改善計画書を作成する。
- ・収益改善の見込みがない場合は監査の対象になり状況によっては指定取り消しもある。

#### (2) 運営規定について

- ・仕事内容や日給（月給）を運営規定に記載すること。

#### (3) 指定基準見直しについて

- ・黒字から赤字になった場合振興局に届け出を行うこと。

### ④振興局から連絡事項

- ・サービス管理者の研修案内をメールでだしているが、申し込みや問い合わせは振興局ではなく、研修の主催者に連絡して欲しい。
- ・新規や定員増、運営状況など変更があった際には早めに振興局に問い合わせして欲しい。

### 【質疑応答】

- ・学卒で4月からA型で働きたくても空きがない現状があるが、その場合でも定員超過は認められないのか。

⇒釧路市内の状況についてハローワークなどからも聞いている。現状では定めがないため難しい。あくまで運営規定順守が基本になる。

- ・個別支援計画で誕生月に1回計画を作っているが計画相談のサービス等利用計画が来ないため個別支援計画が1年以上遅くなるのはいいのか。

⇒個別支援計画は最低でも半年に1回の見直しのため6ヶ月を超過すると減算の対象になる。複数の関係機関が携わっている場合は相談支援員からの聞き取りも必要。ただ、就労だけの場合であれば、利用者の様子から個別支援計画を立てることは可能と思われる。必ずしもサービス等利用計画がないからということで個別支援計画を作れない理由にはならない。

- ・個別支援計画に欠席時対応加算のことについても取り入れないとしないのか。

⇒個別支援計画には欠席時対応加算のことは必要ないが、施設外については個別支援計画に取り入れる必要がある。様式はネットなどで出ているので参考にしてほしい。

## 議 事 内 容

- ・個別支援計画は6ヶ月に1回は必要なのは理解しているが、職員の業務負担を省くため、個別支援計画にかかわる会議記録は作成しなくても大丈夫か。  
⇒個別支援計画にかかわる会議記録は必要。書き方など工夫されるといいのでは。
- ・昨年度から通達されているA型の送迎について詳しく知りたい。  
⇒一般就労を目指しているのに、送迎を使うのはどうかということからこの通達が出された。ただ地域の特性もあるので一概に送迎をしないも難しい。そのため自立を考え支援することと、極力送迎を使わない通勤を目指していけるようにする必要はある。
- ・A型の定員増について。定員増の変更届をする際、経営改善計画も加味するのか。  
⇒定員増については職員数、配置、場所などが問題なければ可能。
- ・事故発生時について入所者等はどこまでの範囲なのか。  
⇒通所、入所系が主になる。

### 【部会長】

- ・今後、個別支援をキーにした個別支援計画の作成についても部会内で取りくんでいくことも考えていく。

### 4、閉会